受付	個　人　質　問　　第　　号 令和　年　月　日　　時　　分

一 般 質 問 ＜ 個 人 ＞ 発 言 通 告 書

令和７年５月２７日

長久手市議会議長　殿

長久手市議会議員　なかじま和代

会議規則第５９条第２項の規定により下記のとおり通告します。

	質　問　事　項　及　び　要　旨	備考
1	**長久手市の食育推進状況について** 長久手市では、「食でつながるまち ながくて」を基本理念とした食育推進計画を策定し、さまざまな取り組みが進められている。 ⑴　調理室の活用状況と今後の展望について ア　保健センター調理室の利用状況はどのようか。 イ　今後、食育の拠点としての位置づけを強化し、ライフステージに応じた食育講座の実施や、市民・団体への貸出促進を図ってはどうか。 ⑵　不登校支援としての給食提供について 八王子市では、不登校支援の一環として、学校給食センター内で作った給食を提供し、「第二の居場所」として給食センターを開放している。長久手市においても、同様の取り組みを実施することはできないか。 ⑶　令和７年度の給食に関して、急激な物価高騰への対応はどのように行うのか。また、今後、国は小学校の給食費無償化を進める方針を示しているが、その交付金制度が地方交付税不交付団体を排除する設計とならないよう、国や県に対して、どのように情報収集し、対応する考えか。	
2	**教育環境整備に関する取組状況と今後の方針について**	

	⑴　令和７年度補正予算に附帯された小学校・中学校の体育館空調設備に関する要望事項について、現在の対応状況どのようか。 ⑵　発達や行動面・身体的な課題に不安や困難を感じている子が就学するにあたり、進学に関する案内は、どのように保護者へ通知されているのか。	
3	**カスタマーハラスメント基本方針の趣旨と運用について** 令和７年３月に示された「長久手市職員へのカスタマーハラスメントに対する基本方針」は、職員の安全や職場環境を守るうえで重要な施策であると考える。一方で、この方針における「正当な市民の要望や通報」と「不当・悪質なクレーム」との線引きが曖昧であることから、市民が声を上げることをためらう、あるいは言いにくくなるといった市民活動の萎縮を招くおそれがある。加えて、市民の視点に立てば、正当な通報や改善要望を行ったにもかかわらず、それが「対応されない」「軽んじられた」と感じる場合もある。 ⑴　「社会通念上相当の範囲を超える手段・態様」とは、具体的にどのような判断基準に基づいて判断しているのか。 ⑵　方針に例示された行為（例：攻撃、録画、長時間拘束、ＳＮＳでの発信等）のうち、実際にカスタマーハラスメントと判断された事例はあるのか。また、被害を受けた職員に対する相談体制や精神的ケアの現状についてはどのようか。 ⑶　市民が寄せた通報や要望が、結果として軽視されたり、適切に対応されなかった場合、それ自体が「市民に対する不当な扱い」や信頼を損ねる行為となるのではないか。	
4	**高層マンション建設計画に対する市の関与と今後の対応について** 長久手市では「美しいまちづくり条例」「景観計画」「みんなでつくるまち条例」などを定め、市民、事業者、行政が協働しながら地域の将来像を描いてきたと理解している。しかし、建設予定地周辺では「高層マンション建設反対」ののぼり旗が立ち、紛争が起きている。市としては、条例の理念と建設計画の整合性について、どのように評価・整理し対応しているか。	

5	**財産管理と監査体制について** ⑴　本市の公共施設において、不動産登記が未整備である。 ア　不動産が未登記であることにメリットがあるのか。 イ　未登記により、財産の法的所有権を市が対外的に証明できず、補助金申請、災害対応、財産処分、他者による登記等のリスクが考えられるが、市の認識はどのようか。 ウ　監査は、市の不動産未登記について指摘していないが、機能しているのか。 ⑵　監査委員が任期途中で辞職した場合は再任できないルールがあるのか。	